

埼玉大学 国語教育偏叢

第 13 号

【論文】

- 対照表形式の近世後期上方語彙資料…………… 村上 謙 1
明石の君の存在意義 —『源氏物語』の主題との関わりから— …… 鈴木加緒里 11
「秋山春山」説話の意義 —中巻から見る—…………… 星野 美琴 19

【平成 20 年度大会企画より】

- 講演「『枕草子』の性格」…………… 木越 隆 27

【研究ノート】

- 『常陸国風土記』における倭武天皇 —水を制する王— …… 斎藤 朋誉 42
中国の山岳と宗教見聞記（その三） 南岳衡山・茅山…………… 薄井 俊二 45

【彙報】

2010

埼玉大学国語教育学会

埼玉大学国語教育学会会則

- 第1条（名称） 本会は埼玉大学国語教育学会と称する。
- 第2条（目的） 本会は国語教育及びそれに関連する諸領域の研究の進展をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条（事業） 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。
- 1 機関誌の発行
 - 2 研究会、講演会の開催
 - 3 その他必要と認められる事業
- 第4条（会員） 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 教育学部教官・学部学生・大学院生・卒業生・修了生
 - 2 その他本会の趣旨に賛同し、評議委員会の承認を得たもの
- 第5条（会員の特典） 会員は本会の発行する機関誌の配布を受ける。また機関誌に投稿し、研究発表会において発表できる。
- 第6条（役員） 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 1名
 - 2 副会長 1名
 - 3 評議委員 若干名
 - 4 運営委員 若干名
 - 5 会計監査 2名
- 第7条（役員の責務） 本会の役員は、次の責務を有する。
- 1 会長は会を代表し、会務を統轄する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長がその任を代行する。
 - 3 評議委員は会の運営に関する事項を審議し決定する。
 - 4 運営委員は会務を執行する。
 - 5 会計監査は会計を監査する。
- 第8条（役員の選出） 本会の役員は次の方法により会員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。
- 役員任期は1年とし、重任をさまたげない。
- 1 会長及び副会長は本学国語教育講座教官から選出する。
 - 2 評議委員・運営委員・会計監査は会員より選出する。
- 第9条（総会） 本会は年一回の総会を開き、事業報告、予算決算の審議承認、役員選出などを行う。
- 第10条（会計） 本会の経費は会費その他をもってこれにあてる。会費の額は総会で決定する。
- 第11条（会計年度） 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 第12条（事務局） 本会の事務局は埼玉大学教育学部国語教育講座内におく。
- 第13条（会則の変更） 本会の会則の変更は総会の議を経るものとする。

付則

- 1 本会則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本会則は平成13年11月17日より施行する。

埼玉大学国語教育学会会計規則

- 第1条 本会の会費（年額）は次の通りとする。
- | | |
|--------------|-------------------------|
| 教育学部教官 | 5,000円 |
| 学部学生 | 1,500円（但し、卒業予定年度まで一括前納） |
| 大学院生・卒業生・修了生 | 3,000円 |
| その他一般会員 | 3,000円 |
- 第2条 納付済みの会費は返還しない。
- 第3条 本規則の変更は総会で決定する。

付則

- 1 本規則は平成9年4月1日より施行する。
- 2 本規則は平成11年10月30日より施行する。

《投稿規定》

- 一、投稿は、原則として埼玉大学国語教育学会会員に限るが、それ以外の方に投稿を依頼することもある。
- 二、投稿原稿は、四百字詰め原稿用紙換算四十枚以内とする。
- 三、原稿採否等については、複数の委員による査読を経て、編集委員会で決定される。採用に当たっては変更を求めるともある。
- 四、刊行は、年一回（秋）を原則とする。
- 五、投稿希望者は、三月末までに申し込みを行い、四月末までに原稿を送付すること。

埼玉大学

国語教育論叢

第十三号

平成二十二年十二月十五日印刷

平成二十二年十二月十五日発行

さいたま市桜区下大久保二五五

埼玉大学教育学部国語教育講座内

編集
発行

埼玉大学国語教育学会

代表者 青木 勝彦

印刷所 合同会社 双信舎印刷

さいたま市浦和区瀬ヶ崎二一六―一〇

TEL〇四八（八八六）五五五六